

市内転居 に関するおまな手続き

※1 税・社会保障関係の手続きで「マイナンバー」マークのあるものは、「マイナンバー（個人番号）」と「本人確認書類」が必要です。（マイナンバーは「マイナンバーカード」「マイナンバー記載の住民票の写し」で確認できます。）
 ※2 出張所マークのあるものは、聖蹟桜ヶ丘駅出張所・多摩センター駅出張所でも手続きできます。（平日のみ）

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※2 連絡先市外局番 (042)	
住所 戸籍		マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書のいずれかをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・在留カード ・特別永住者証明書	市民課 出張所 (本庁舎 1 階) ※電子証明書の手続きは 本庁のみ	338-6823
		印鑑登録をしている方	手続不要 (住所は自動的に変更)			
保険 年金		国民健康保険に加入している方	新しい保険証書の交付 (後日郵送)	・旧住所の国民健康保険保険証書	市民課 出張所 (本庁舎 1 階)	338-6823
		→各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付	・旧住所の限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		338-6824
		→各種認定証をお持ちで世帯主が変わる方	各種認定証の新規申請 ※新規申請は交付条件があります。ご相談ください。	新規の申請には 世帯主と対象被保険者の「マイナンバー」		
		後期高齢者医療制度に加入している方 (75歳以上または一定の障害がある65歳以上の方)	手続は不要 (後日資格確認等を郵送)		保険年金課 (本庁舎 1 階)	338-6807
		国民年金に加入中の方	国民年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続不要		338-6844
	年金を受給中の方	年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続不要 ※厚生年金の方は府中年金事務所へ ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ			
高齢		65歳以上または要介護認定を受けている方	介護保険証などの住所変更 (介護保険証などの差替えを希望される方のみ)	介護保険証など (お持ちの方は、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証)	介護保険課 (本庁舎 1 階)	338-6907
		(参考) 東京都シルバーパスをお持ちの方	新しい住所を東京バス協会(電話 03-5308-6950)へご連絡ください。ご連絡がないと、一斉更新のお知らせ等が新しい住所に届かなくなります。		高齢支援課 (本庁舎 1 階)	338-6923
障がい		障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	各種手帳 (身体障害者手帳はマイナンバー必須)		338-6903
		障害や難病に関わる各種手当・医療費助成を受けている方	住所等の変更	※お問い合わせください	障害福祉課 (本庁舎 1 階)	
		交通費助成 (ガソリン費・タクシー費) やその他障害福祉関連の助成等を受けている方	住所等の変更	※お問い合わせください		338-6847
		障害福祉サービスを利用している方	障害福祉サービス受給者証の住所変更	※お問い合わせください		
子ども		小学生・中学生のお子さんがいて学区が変わる方	転校の手続き			338-6876
		→お子さんが今の学校に引き続き在籍する場合	条件付学校希望制の申請 ※基準に該当する場合に申請ができます。	(特になし)	学校支援課 (ベルブ永山 4 階)	
		→お子さんが新しい学区の学校に転校する場合	転入学手続き	前籍校からの証明書類 ※転入学手続き後に転校先の学校に提出	学校支援課 (ベルブ永山 4 階) 出張所	
		学童クラブに入所しているお子さんがいる方	住所変更 学童クラブ希望変更手続 (学区変更等で学童クラブの異動を希望する場合)	・身上等異動届 ・学童クラブ変更願 (お問い合わせください)	児童青少年課 (本庁舎 4 階)、 在籍の学童クラブ	338-6884
		0歳～高校生等のお子さんがある方				338-6851
		→児童手当を受給している方	手続は不要 ※受給者が公務員世帯の方は、勤務先へ申請			
		→児童手当の対象児童と異なる住所に住む方	住所変更、別居児童に関する監護事実の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	※受給者が公務員世帯の方は、勤務先へ申請		
		→子ども医療証をお持ちの方	住所変更	子ども医療証	子ども・若者政策課 (本庁舎 4 階)	
	保育園・幼稚園に入園・申請しているお子さんがいる方	住所・世帯構成変更等	※お問い合わせください		338-6850	
	母子・父子・女性福祉資金を借用している方	異動の手続き	※お問い合わせください		338-6833	
	ひとり親の制度 (児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成制度のいずれか) を受けている方	各制度の変更届	児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療証※お問い合わせください		338-6851	
税・ 料金		上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届 (ご住所の変更) または、請求書の郵送先変更の申込み等	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター 0570-091-100(ナビダイヤル)		
		税金等の納付について相談される方	納付相談	本人確認書類	納税課 (本庁舎 2 階)	338-6852
		原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)、ミニカー、小型特殊自動車を所有している方	標識交付証明書の変更手続き	※お問い合わせください		338-6832
		軽二輪、二輪の小型 (125cc 超のバイク) を所有している方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 電話 050-5540-2033		課税課 (本庁舎 2 階)	-
	軽三輪、軽四輪自動車を所有している方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 電話 050-3816-3104				

済	該当	1手続きが必要な方	2手続き	3必要なもの	4受付窓口 ※2 連絡先市外局番 (042)
		ごみの出し方のご案内	ごみ・資源収集カレンダー		エコプラザ多摩 または エコ・フレンドリー窓口 (本庁舎 1階) 338-6836
		粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集・清掃工場への持込の申し込み	※粗大ごみ電子申請 https://logoform.jp/form/4N4o/tamasodai ※粗大ごみ専用ダイヤル 042-375-9713	エコプラザ多摩 375-9713
		市営住宅の入居者 (市営住宅以外の住居へ引っ越しする場合)	市営住宅の退去手続き	※必ず届出が必要です。お問い合わせください	都市計画課 (東庁舎 2階) 338-6817
		市営住宅に入居を希望する方 (市営住宅以外の住所から引っ越しする場合)	入居の相談	※受付窓口でご相談ください。 ※入居者募集は広報及びホームページでお知らせします	
		犬を飼っている方	犬の登録事項変更届の記入 (住所)	(特になし)	環境政策課 (東庁舎 1階) 338-6952
		大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持ちの方	①氏名・住所、②健康保険の資格 (資格確認書、資格情報のお知らせ) に変更があった場合 変更届の記入	① 変更後の住民票 (1ヶ月以内に作成されたもの)、②健康保険の資格が確認できるもの (資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーの資格情報画面等)、①②マル都医療券	福祉総務課 (本庁舎 2階) 338-6889
		被爆者健康手帳をお持ちの方	変更届の記入	※お問い合わせください	
		健康診断受診票をお持ちの方 (被爆二世の方)	変更届の記入	※お問い合わせください	

その他



多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

2026年4月発行

手続きチェックリスト 市内転居

多摩市内でお引越された方へ

まずはじめにする手続きは、**転居届**を 市民課(本庁舎1階) または 出張所 へ提出

※新しい住居へ実際に住み始めてから14日以内に届け出てください

《届出できる人》

- ご本人または世帯主
- 代理人(委任状が必要)

《届出に必要なもの》

1. 本人確認書類
2. 委任状(代理人)
3. マイナンバーカード
4. 国民健康保険保険証書
5. 後期高齢者医療資格確認書
6. 介護保険被保険者証
7. 乳医療証
8. 子医療証
9. 青医療証
10. 在留カード
11. 特別永住者証明書

※3～11はお持ちの方のみ

転居手続きにおける本人確認書類とは・・・

市役所での手続きの際は本人確認をいたします。
つぎの本人確認書類 (原本) の提示が必要です。
※有効期間があるものは、その有効期間内のものに限りま

【1点で確認できるもの】

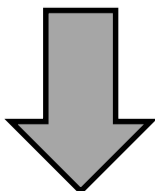
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降発行のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書

【2点必要なもの】

健康保険資格確認書、年金手帳、介護保険証、顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは・・・

- ①代理人の方の本人確認書類の提示が必要です。
- ②委任者本人が署名した委任状をご持参ください。(※本人が署名できない事情があるときは、事前にご相談ください。)
 - ・委任状に不備があると受付できない場合があります。委任する権限を明確にご記入ください。
 - ・委任状の有効期限は作成日から3ヶ月です。
 - ・多摩市公式ホームページから委任状の様式をダウンロードできます。
- ③マイナンバーの対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー (個人番号) をご提示いただきます。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります